

苦痛と死亡を伴うものになつた。大部分において、東條がこの指令の履行を主張し主張したためであるといふことを、おれ／＼はすし／＼と認めない。

補綴の事情が外に知られるのを防ごうと、おれ／＼は、おれ／＼の指圖に對して、東條は責任がある。

本裁判所は、訴因第五十四について、東條を有罪と判定する。おれ／＼は、訴因第五十五については、いかなる判定も下さない。

梅津實治郎 被告梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十六、第五十四及び第五十五で訴因されている。

梅津は陸軍の將帥であつた。一九三四年から一九三六年まで、かれは華北における日本の軍の指揮をとつて、中國の北東部諸省に對して日本の侵略を続け、日地方政權を立て、武力を用いるという威嚇のもとに、一九三五年六月の何應欽・梅津協定を結ぶことに中國側を強制した。これはしばらくの間、中國の正当政府の権力を制限を加へるものであつた。

一九三六年三月から一九三八年五月まで、梅津は陸軍次官であつた。この期間に、一九三三年の關東の謀略と一九三七年の重要決断についての計画が決定された。これらは陸軍の計画であり、太平洋戦争の主要な原因の一つであつた。

一九三七年一月に、新しい内閣を組織せよという天皇の命令が陸軍大將宇垣に與へられたとき、陸軍が宇垣を廣田の後継者として承認するのを拒絶した。この反對のために、宇垣は内閣を組織することができなかつた。

一九三七年七月に、廣田内閣において、中國における戦局が再び起つたとき、この被告は、戦争を続けるという共同謀議者の計画を知つておれ、またそれを承認した。梅津は、

内閣企画の一員であるとともに、共同謀議者の修略的計画の立案と、これらの計画の履行に必要な準備とに大いに參與したところの、その他の多数の閣員や委員会の一員でもあつた。

一九三七年十二月に、關東軍團長として東條は、梅津に對して、ソビエト連邦に對する攻撃の準備の謀略を、またその後に、關東軍を増強する謀略と内モンゴにおける進出についての謀略を説いた。これらの計画は、ソビエト連邦に對する戦争の準備に對して、中國に對する戦争に關しても、欠くことのできなない重要なものであると東條は述べた。

一九三九年から一九四四年まで、梅津は關東軍司令官であつた間、かれは引續いて滿洲の経済を日本の役に立つように指導した。その期間に、ソビエトの領土の占領計画がつけられ、占領されることになつて、ソビエト地域の軍政に關する計画も立てられ、さらに、南方の占領地域における軍政を研究するに、梅津は同地域に送られた。この研究の目的は、こうして手に入れた資料をソビエト領土で利用するためであつた。

被告は共同謀議の一員であつたといふ証拠は、圧倒的に有力である。

訴因第三十六について、おれ／＼は、ノモンハンにおける戦局は、かれが關東軍の指揮をとる前に始まつた。戦局の終るおれ／＼が日前に、かれは司令官になつた。

一九四四年七月から降伏まで、梅津は東條の長であつた。これによつて、かれは中國と西洋諸國に對する戦争の遂行に主要な役割を演じた。

梅津は戦時行爲の遂行に對して責任があつたといふことの、充分な証拠はない。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、梅津を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、いかなる判定も下さない。

梅津實治郎 被告梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、梅津を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、いかなる判定も下さない。

梅津實治郎 被告梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、梅津を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、いかなる判定も下さない。

梅津實治郎 被告梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、梅津を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、いかなる判定も下さない。

梅津實治郎 被告梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、梅津を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、いかなる判定も下さない。

梅津實治郎 被告梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、梅津を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、いかなる判定も下さない。

梅津實治郎 被告梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、梅津を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、いかなる判定も下さない。

梅津實治郎 被告梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、梅津を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、いかなる判定も下さない。

び第五十五については、かれは無罪である。本官が裁量した判決は、貴所條例に基き、本裁判所の判決である。

インド代表は、多数意見による判決に反対し、この反対に對する理由書を提出した。

フランス及びオランダ代表は、多数意見による判決の一部に對して反対し、この反対に對する理由書を提出した。

ドイツ代表は、多数意見に同意して、開議の意見を提出した。

大體において、事案については、本官は多数意見をとる。しかし反対意見を表明するときは、貴所條例と本裁判所の管轄を考慮する理由と、判決を決定するに當つて本官に影響を與へたいくらかの一次的考慮として、開議に述べたものを提出した。

これらの文書は記録に止め、オランダ司令官、井原人、及びその他の關係者に配布される。本官はこれらの開議の意見を非難して朗読することを由置し、しかし本裁判所はこの開議を非難し、非難して何罰も下さないことに決定した。

本裁判所はこの決定を承認しない。被告は被告席から退席し、それから起訴状の形骸に出ている名前の順序で、開議の意見を認めるために一人々々再入廷する。

開議のため本日出席していない三人の被告は、出席している被告の刑の宣告が終つた後、出席してはならない被告の宣告が終つた後、出席してはならない被告が、今決つた順序で入廷することになるように、十五分間休廷する。

(午後三時三十分休廷)

(午後三時五十分開廷)

○法廷執行官 本日はより梅津實治郎被告を執行します。

○裁判長 梅津實治郎被告は、本件の起訴状に對して有罪の判定を受けた被告に對して、

被告 荒木 貞夫 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 土肥 賢二 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 板垣 征四郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 松本 欣五郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 磯谷 廉介 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 坂井 三郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 平沼 騏一郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 廣田 弘毅 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 星野 直樹 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 板垣 征四郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 木村 兵太郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 木村 兵太郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 木村 兵太郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 木村 兵太郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 木村 兵太郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 木村 兵太郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 木村 兵太郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。

被告 木村 兵太郎 被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、梅津實治郎被告は、被告を終身の懲罰に処する。